

ID: 507

担当部署: 福祉課

|                     |   |                |       |
|---------------------|---|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>        | 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)   |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b> | 介護保険法 第115条の21  |                |       |
| <b>法令番号</b>         | 平成9年法律第123号   |                |       |
| <b>【基準】</b>         | <p>準用する法第70条の2の規定による。<br/>(指定の更新)</p> <p>第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。</p> |                |       |
| <b>標準処理期間</b>       | 15日   |                |       |
| <b>備考</b>           |   |                |       |
| <b>設定年月日</b>        | 令和3年10月1日   | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |